

参考資料

令和元年第5回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その8)

議案第 77 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 78 号	堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	3
議案第 79 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例	15
議案第 80 号	堺市印鑑条例の一部を改正する条例	49
議案第 81 号	堺市暴力団排除条例の一部を改正する条例	51
議案第 82 号	堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	53
議案第 83 号	堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	55
議案第 85 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	57
議案第 86 号	堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例	61
議案第 87 号	堺市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例	65
議案第 88 号	堺市公園条例等の一部を改正する条例	67
議案第 89 号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	77

<議案第 77 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
堺市PFI事業 検討委員会	民間資金等の活用による公 共施設等の整備等の促進に 関する法律（平成11年法律 第117号）第2条第2項に 規定する特定事業に係る契 約の締結に当たり、同法第5 条第1項に規定する実施方 針の策定、同法第7条に規定 する特定事業及び同法第8 条第1項の規定による民間 事業者の選定についての審 議及び審査に関する事務	事業ごとに1 0人以内	委嘱され、又 は任命された 日から民間事 業者が選定さ れる日まで	堺市PFI事業 検討委員会	民間資金等の活用による公 共施設等の整備等の促進に 関する法律（平成11年法律 第117号）第2条第2項に 規定する特定事業に係る契 約の締結に当たり、同法第5 条第1項に規定する実施方 針の策定、同法第7条に規定 する特定事業及び同法第8 条第1項の規定による民間 事業者の選定についての審 議及び審査に関する事務	事業ごとに1 0人以内	委嘱され、又 は任命された 日から民間事 業者が選定さ れる日まで
堺市旧泉北す えむら資料館 活用等事業者	旧泉北すえむら資料館の活 用及び大蓮公園の管理運営 に関する事業に係る事業者	5人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者	【削除】			

選定委員会	の選定についての審議及び 審査に関する事務		が選定される 日まで				
堺市職員医療 審査会	任命権者の諮問に応じ、職員 (臨時的に任用された職員 及び地方公務員法(昭和25 年法律第261号)第28条 の5第1項に規定する短時 間勤務の職を占める職員以 外の非常勤職員を除く。)の 傷病による休養等について の審査に関する事務	10人以内	委嘱され、又 は任命された 日からその日 が属する年度 の末日まで	堺市職員医療 審査会	任命権者の諮問に応じ、職員 (臨時的に任用された職員 及び地方公務員法(昭和25 年法律第261号)第28条 の5第1項に規定する短時 間勤務の職を占める職員以 外の非常勤職員を除く。)の 傷病による休養等について の審査に関する事務	10人以内	委嘱され、又 は任命された 日からその日 が属する年度 の末日まで
(略)				(略)			
堺市公募提案 型協働推進事 業選定委員会	公募提案型協働推進事業の 選定、事業評価その他必要な 事項についての審議及び審 査に関する事務	5人以内	2年	【削除】			
(以下略)				(以下略)			

<議案第 78 号 堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例>

堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(失職の例外)</p> <p>第10条 法第28条第4項の規定に基づく条例で定める場合は、職務の遂行に伴い、過失により法第16条第2号の規定に該当するに至った職員（教職員を除く。）が、その刑の執行を猶予された場合とする。</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第10条 法第28条第4項の規定に基づく条例で定める場合は、職務の遂行に伴い、過失により法第16条第1号の規定に該当するに至った職員（教職員を除く。）が、その刑の執行を猶予された場合とする。</p>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第23条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（第24条においてこれらを「管理職員」という。）にあつては100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、<u>基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち、当該退職若しくは失職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあつた者については、本文の規定に</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第23条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（第24条においてこれらを「管理職員」という。）にあつては100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、当該退職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあつた者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

より算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) (略)

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) (略)

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た総額

(2) (略)

3～5 (略)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た総額

(2) (略)

3～5 (略)

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職（<u>法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>

堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに<u>付属する島</u>の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第2号、第3号若しくは第5号若しくは第29条第1項各号</u>に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに<u>付属する島</u>の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第1号、第2号若しくは第4号若しくは第29条第1項各号</u>に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地公法第16条第1号に該当して地公法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第18条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地公法第16条第1号に該当して地公法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（退職手当）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第18条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（退職手当）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を</p>

支給しないこととすることができる。

(1) (略)

(2) 地公法第28条第4項の規定による失職(地公法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者

(3) (略)

3～6 (略)

支給しないこととすることができる。

(1) (略)

(2) 地公法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) (略)

3～6 (略)

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、<u>法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。以下この条において「基準日前退職職員等」という。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職、<u>失職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者</u>については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。以下この条において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額とこれらに対する地域手当の月額との合計額とする。

5～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。)についても、同様とする。

2. 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日前退職職員等については、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額とこれらに対する地域手当の月額との合計額とする。

5～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。)についても、同様とする。

2. 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の92.5（管理職員については、100分の112.5）を乗じて得た総額

(2) (略)

3～5 (略)

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の92.5（管理職員については、100分の112.5）を乗じて得た総額

(2) (略)

3～5 (略)

<議案第 79 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表 ※第1条による改正

現行	改正後（案）
<p>（税額控除）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 所得割の納税義務者について、前項の規定の適用を受けない場合において、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>に規定する控除額があるときは、当該控除額をその者の第14条及び第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>7～9（略）</p> <p>（市民税の申告等）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第8条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。その申告書の記載事項に異動が生じた場合においても、また同様とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>	<p>（税額控除）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 所得割の納税義務者について、前項の規定の適用を受けない場合において、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>に規定する控除額があるときは、当該控除額をその者の第14条及び第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>7～9（略）</p> <p>（市民税の申告等）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第8条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。その申告書の記載事項に異動が生じた場合においても、また同様とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>当該該当することとなった日</u></p>

(5) その他市長が必要と認める事項

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第26条 前条の特別徴収義務者は、徴収した給与所得に係る特別徴収税額の月割額をその徴収した月の翌月の10日（事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受けるものが常時10人未満であるものに限る。以下この条において「事務所等」という。）について、市長の承認を受けた特別徴収義務者が、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額の月割額については、当該各期間に属する最終月の翌月の10日）までに、納入書によって本市に納入しなければならない。ただし、当該給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月の給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを納入書によって本市に納入しなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によってその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定によって特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額を

(6) その他市長が必要と認める事項

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第26条 前条の特別徴収義務者は、法第321条の5の規定により、徴収した給与所得に係る特別徴収税額の月割額を、その徴収した月の翌月の10日までに、本市に納入しなければならない。

いう。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を徴収し、その徴収した月の翌月の10日(事業所等で前項の規定により市長の承認を受けた特別徴収義務者にあっては、同項に定める期間のうち当該事由の発生した月の属する期間の最終月の翌月の10日)までに、これを納入書によって本市に納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第26条の2 第25条の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条において「事務所等」という。)につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年の5月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する

(法人の市民税の申告納付)

第28条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

(市民税の減免)

第29条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が法第295条第1項第2号に規定する金額に100,000円を加算した金額以下の者 5割減

(6)～(10) (略)

月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与に関し徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月の10日までに、本市に納入することができる。

(法人の市民税の申告納付)

第28条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付しなければならない。

(市民税の減免)

第29条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者(法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。)で、前年の合計所得金額が法第295条第1項第2号に規定する金額に100,000円を加算した金額以下の者 5割減

(6)～(10) (略)

2～5 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第33条 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。

(不申告等に関する過料)

第101条 市長は、納税義務者又は第53条第2項に規定する軽自動車等の売主が第7条、第18条第6項若しくは第7項、第45条若しくは第45条の2第2項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合又は第18条第1項若しくは第2項、第30条の8、第45条の2第1項、第59条、第67条の3、第80条第2項、第92条又は第93条の規定によって提出すべき申告書又は報告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

2～5 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第33条 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「平成31年新法」という。)第349条の3第28項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 平成31年新法第349条の3第29項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 平成31年新法第349条の3第30項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

(不申告等に関する過料)

第101条 市長は、納税義務者又は第53条第2項に規定する軽自動車等の売主が第7条、第18条第6項若しくは第7項、第45条若しくは第45条の2第2項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合又は第18条第1項若しくは第2項、第30条の8、第45条の2第1項、第59条、第67条の3、第80条第2項、第92条又は第93条の規定により提出すべき申告書又は報告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「平成30年新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第2項第2号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第2項第6号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第25条に規定する認定事業により新たに取得された平成30年改正法第1条の規定による改正前の地方税法(以下「平成30年旧法」という。)附則第15条第18項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

5 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得され

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第2項第2号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第2項第6号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第25条に規定する認定事業により新たに取得された平成31年新法附則第15条第19項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された

た平成30年新法附則第15条第32項第1号イからホまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第32項第2号イ又はロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

7 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第32項第3号イからハマまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第37項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に平成30年改正法第2条の規定による改正後の地方税法（以下「平成31年施行法」という。）附則第15条第43項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

平成31年新法附則第15条第33項第1号イからホまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第33項第2号イ又はロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

7 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第33項第3号イからハマまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第38項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に平成31年新法附則第15条第44項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

1 0 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置された平成31年施行法附則第15条第44項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 1 平成30年改正法第1条中法附則第15条に3項を加える改正規定（同条第47項に係る部分に限る。）の施行の日から平成33年3月31日までの間に取得された平成31年施行法附則第15条第46項に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。

第3条の2の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に新築された平成30年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定するものをいう。以下この条、次条及び附則第3条の7において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該改修後の家屋が政令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければなら

1 0 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に設置された平成31年新法附則第15条第45項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 1 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第47項に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に新築された平成31年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定するものをいう。以下この条、次条及び附則第3条の7において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければなら

ない。

(1)～(6) (略)

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の4 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 政令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用の額及び政令附則第12条第29項に規定する補助金等の額

(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ

ない。

(1)～(6) (略)

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の4 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 政令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用の額及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等の額

(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ

うとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

うとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の9 法附則第15条の8第4項に規定する市長が認める家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に政令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第4条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第4条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標

標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成3

標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2

2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得

年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た

た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

6 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の2 平成30年改正法附則第22条第1項の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の3 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし

額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

6. (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の2 平成30年改正法附則第22条第1項の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の3 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした

た場合における固定資産税額（以下この条において「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

第6条（略）

2（略）

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に政令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後政令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（政令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）
	平成5年度に	市街化区域設定年度に
（以下略）		

第7条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各

場合における固定資産税額（以下この条において「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

第6条（略）

2（略）

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に政令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後政令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（政令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）
	平成5年度に	市街化区域設定年度に
（以下略）		

第7条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年

年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 (略)

4 平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税に限り、法附則第19条の4第6項に規定する前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第1項及び第2項の規定（当該年度が平成30年度である場合には、堺市市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第34号）による改正前の堺市市税条例（附則第10条第4項において「平成30年改正前の堺市市税条例」という。）附則第7条第1項から第3項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第3項において準用する同条第1項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地（附則第10条第4項において「軽減適用外市街化区域農地」という。）であったものとみなして法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と

3 (略)

4 平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税に限り、法附則第19条の4第6項に規定する前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第1項及び第2項の規定（当該年度が平成30年度である場合には、堺市市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第34号）による改正前の堺市市税条例（附則第10条第4項において「平成30年改正前の堺市市税条例」という。）附則第7条第1項から第3項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第3項において準用する同条第1項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地（附則第10条第4項において「軽減適用外市街化区域農地」という。）であったものとみなして法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と

となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整

なるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都

都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条

市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の

の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

6 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の2 平成30年改正法附則第22条第1項の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成30年度か平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の3 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税

3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

6 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の2 平成30年改正法附則第22条第1項の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成30年度か令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の3 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標

標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表（略）

第10条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第6条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に

標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表（略）

第10条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第6条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に1

10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 （略）

4 平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画税について第1項及び第2項の規定（当該年度が平成30年度である場合には、平成30年改正前の堺市市税条例附則第10条第1項から第3項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であったものとみなして、法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

（個人の市民税の税率の特例）

第17条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第10条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

（平成29年度分の軽自動車税の税率の特例）

0分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 （略）

4 平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画税について第1項及び第2項の規定（当該年度が平成30年度である場合には、平成30年改正前の堺市市税条例附則第10条第1項から第3項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であったものとみなして、法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

（個人の市民税の税率の特例）

第17条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第10条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

第17条の2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の税率の特例）

第18条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の税率の特例）

第18条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

第19条 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第17条の2第1項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第17条の2第2項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中

表 (略)

(平成30年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 3 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第17条の2第3項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表 ※第2条による改正

現行	改正後（案）
<p>（軽自動車税の課税免除等）</p> <p>第54条 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 商品である軽自動車等（第59条第1項に規定する申告がなされている軽自動車等を除く。）で使用しないもの</p> <p>(2) 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの</p> <p>2 前項の規定に該当する軽自動車等の所有者は、<u>納期限までに課税免除申請書に同項の規定に該当する事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) 賦課年度</p> <p>(3) 課税免除を受けようとする軽自動車等の車両番号又は標識番号</p> <p>(4) 該当する課税免除に関する規定及び当該規定に該当する事由</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>（軽自動車税が課されない軽自動車等に関する届出）</p>	<p>（軽自動車税の課税免除等）</p> <p>第54条 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 商品である軽自動車等（第59条第1項に規定する申告がなされている軽自動車等を除く。）で使用しないもの</p> <p>(2) 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの</p> <p>2 <u>前項第2号の規定に該当する軽自動車等の所有者は、当該軽自動車等を所有した日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した課税免除申請書に、同号の規定に該当する事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所在地及び名称</u></p> <p>(2) 賦課年度</p> <p>(3) 課税免除を受けようとする軽自動車等の車両番号又は標識番号</p> <p>(4) 該当する課税免除に関する規定及び当該規定に該当する事由</p> <p>3 <u>前項の課税免除申請書に記載した事項に異動を生じた場合は、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>第60条 法第445条又は第54条第1項第2号に定める者が軽自動</p>	<p>第60条 削除</p>

車等を所有した場合においては、当該軽自動車等の所有者は、その所有した日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。その届出をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

附 則

(軽自動車税の税率の特例)

第18条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

(平成30年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

(令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別

り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自

割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動

動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第20条 前条の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法附則第30条の2に定めるところによる。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第21条 （略）

車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第20条 前条の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法附則第30条の2に定めるところによる。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第21条 （略）

2 前項の場合においては、第54条の規定にかかわらず、大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第63条の3第1項に規定する自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第21条の2 市長は、当分の間、第54条の6の規定にかかわらず、大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第64条の10第1項各号に掲げる自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第21条の5 (略)

2 (略)

性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第21条の2 市長は、当分の間、第54条の6の規定にかかわらず、大阪府税条例第64条の10第1項各号に掲げる自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例等)

第21条の5 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第54条の3第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が法附則第29条の8の2に規定する特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

4 法第451条第1項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車であって自家用のものに対しては、当該軽自動車の取得が前項に規定する特定期間に行われたときに限り、第54条の3第1号の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表 ※第3条による改正

現行	改正後（案）
<p>附 則 （令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>附 則 （令和2年度分<u>から令和5年度分までの</u>軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>第1項に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第34号）新旧対照表 ※第4条による改正

現行	改正後（案）
<p>第60条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第443条」を「第445条」に、「届け出した」を「届出をした」に改める。</p> <p>附則第18条の次に次の7条を加える。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第20条 附則第17条の2又は附則第19条の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法附則第30条の2に定めるところによる。</p>	<p>第60条中「第443条」を「第445条」に、「届け出した」を「届出をした」に改める。</p> <p>附則第18条の次に次の7条を加える。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第20条 前条の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法附則第30条の2に定めるところによる。</p>

堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）新旧対照表 ※第5条による改正

現行	改正後（案）
<p>第28条に次の2項を加える。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人に係る法人の市民税の申告については、<u>同項及び施行規則に定めるところにより行わなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p>	<p>第28条に次の2項を加える。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人に係る<u>法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織による法人の市民税の申告については、同項から第59項まで及び施行規則に定めるところにより行わなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定により行われた申告については、申告書記載事項が記載された申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p>

<議案第 80 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例>

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録申請を受理してはならない。</p> <p>(1) 住民票に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたものを表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による確認をしたときは、印鑑登録票に次に掲げる事項を登録する。</p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録申請を受理してはならない。</p> <p>(1) 住民票に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する一の旧氏をいう。以下同じ。）</u>若しくは通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたものを表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による確認をしたときは、印鑑登録票に次に掲げる事項を登録する。</p>

(1) ~ (3) (略)

(4) 氏名 (外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(5) ~ (7) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、電子計算機により作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 氏名 (外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(3) ~ (6) (略)

2~3 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 氏名 (住民票に旧氏が記録されている者にあっては氏名及び旧氏、住民票に通称が記録されている外国人住民にあっては氏名及び通称)

(5) ~ (7) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、電子計算機により作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 氏名 (住民票に旧氏が記録されている者にあっては氏名及び旧氏、住民票に通称が記録されている外国人住民にあっては氏名及び通称)

(3) ~ (6) (略)

2~3 (略)

<議案第 81 号 堺市暴力団排除条例の一部を改正する条例>

堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第13条 堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）<u>第2条第2号</u>に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人又は本人以外の者から必要な個人情報（同条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第13条 堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）<u>第2条第4号</u>に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人又は本人以外の者から必要な個人情報（同条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができる。</p> <p>2 （略）</p>

<議案第 82 号 堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p>（法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準）</p> <p>第2条 法第34条第2項及び第46条第2項に規定する条例で定める基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）に定めるとおりとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p>（法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準）</p> <p>第2条 法第34条第2項及び第46条第2項に規定する条例で定める基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）に定めるとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p>

<議案第 83 号 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例>

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（<u>法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。</u>）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（<u>法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。</u>）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第14条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p>

<議案第 85 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例(平成12年条例第11号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(住民基本台帳法関係手数料)</p> <p>第3条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この条において「法」という。)に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第12条第1項、法第12条の2第1項又は法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1通 200円(端末機による申請に基づく交付にあつては、150円)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 法第20条の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付手数料 1通 200円</p> <p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料)</p> <p>第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。</p>	<p>(住民基本台帳法関係手数料)</p> <p>第3条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この条において「法」という。)に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第12条第1項、法第12条の2第1項又は法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書及び法第15条の4の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1通 200円(端末機による申請に基づく交付にあつては、150円)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 法第20条の規定に基づく戸籍の附票の写し及び法第21条の3の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 1通 200円</p> <p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料)</p> <p>第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 法第6条第2項の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって安全性を確かめる審査（以下この号において「構造計算適合審査」という。）に係る審査手数料 1件 587,900円以内において規則で定める額

イ 建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第20条の規定の適用を受けない建築物について、同法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合における同項の政令で定める基準に適合するかどうかの審査（構造計算適合審査に相当するものに限る。）に係る審査手数料 1件 587,900円以内において規則で定める額

(4)~(7) (略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)

第34条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出

(1)・(2) (略)

(3) 法第6条第2項の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって安全性を確かめる審査（以下この号において「構造計算適合審査」という。）に係る審査手数料 1件 598,700円以内において規則で定める額

イ 建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第20条の規定の適用を受けない建築物について、同法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合における同項の政令で定める基準に適合するかどうかの審査（構造計算適合審査に相当するものに限る。）に係る審査手数料 1件 598,700円以内において規則で定める額

(4)~(7) (略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)

第34条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出

をする者から徴収する。

(1)・(2) (略)

(3) 法第54条第2項の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって安全性を確かめる審査（以下この号において「構造計算適合審査」という。）に係る審査手数料 1件 587,900円以内において規則で定める額

イ 建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第20条の規定の適用を受けない建築物について、同法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合における同項の政令で定める基準に適合するかどうかの審査（構造計算適合審査に相当するものに限る。）に係る審査手数料 1件 587,900円以内において規則で定める額

(4)～(7) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲

をする者から徴収する。

(1)・(2) (略)

(3) 法第54条第2項の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって安全性を確かめる審査（以下この号において「構造計算適合審査」という。）に係る審査手数料 1件 598,700円以内において規則で定める額

イ 建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第20条の規定の適用を受けない建築物について、同法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合における同項の政令で定める基準に適合するかどうかの審査（構造計算適合審査に相当するものに限る。）に係る審査手数料 1件 598,700円以内において規則で定める額

(4)～(7) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲

げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。

(1)~(5) (略)

(6) 法第30条第2項の規定に基づく申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって安全性を確かめる審査（以下この号において「構造計算適合審査」という。）に係る審査手数料 1件 587,900円以内において規則で定める額

イ 建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第20条の規定の適用を受けない建築物について、同法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合における同項の政令で定める基準に適合するかどうかの審査（構造計算適合審査に相当するものに限る。）に係る審査手数料 1件 587,900円以内において規則で定める額

(7)~(11) (略)

げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。

(1)~(5) (略)

(6) 法第30条第2項の規定に基づく申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって安全性を確かめる審査（以下この号において「構造計算適合審査」という。）に係る審査手数料 1件 598,700円以内において規則で定める額

イ 建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第20条の規定の適用を受けない建築物について、同法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合における同項の政令で定める基準に適合するかどうかの審査（構造計算適合審査に相当するものに限る。）に係る審査手数料 1件 598,700円以内において規則で定める額

(7)~(11) (略)

<議案第 86 号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例>

堺市道路占用料条例（昭和 28 年条例第 9 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（占用料の額及び算定方法）</p> <p>第 2 条 占用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 占用期間が 1 月未満であるときは、前 2 項の規定により算定し占用料の額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。</p>	<p>（占用料の額及び算定方法）</p> <p>第 2 条 占用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 占用期間が 1 月未満であるときは、前 2 項の規定により算定した占用料の額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。</p>

堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表（第2条関係）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 占用の期間が1月に満たないときは、算定した占用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 占用の期間が1月に満たないときは、算定した占用料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4（略）</p>

<p>別表（第2条関係）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 占用の期間が1月に満たないときは、算定した占用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 占用の期間が1月に満たないときは、算定した占用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>4（略）</p>
<p>（現行）</p>	<p>（改正案）</p>

堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）新旧対照表

（注） 1. 本表は、河川占用料の算定に用いられる。

堺市法定外公共物管理条例（平成16年条例第51号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表(第6条関係)</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p>3. 使用料の算定の基礎となる期間が1月未満であるときは、算定した使用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4～9（略）</p>	<p>別表(第6条関係)</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 使用料の算定の基礎となる期間が1月未満であるときは、算定した使用料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4～9（略）</p>

<議案第 87 号 堺市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例>

堺市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年条例第9号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(使用料)</p> <p>第13条 駐車場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、駐車場の使用について日額<u>250円</u>を限度として規則で定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第16条 1～4 (略)</p> <p>5 <u>第1項から前項までの</u>規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じた場合においても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>6 <u>第1項から前項までの</u>規定は、第11条第1項の許可を受けないで有料の駐車場を使用した者について準用する</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条の8 1～3 (略)</p> <p>4 駐車場を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第25条 市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、第</p>	<p>(使用料)</p> <p>第13条 駐車場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、駐車場の使用について日額<u>270円</u>を限度として規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第16条 1～4 (略)</p> <p>5 <u>前各項の</u>規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じた場合においても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>6 <u>前各項の</u>規定は、第11条第1項の許可を受けないで有料の駐車場を使用した者について準用する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条の8 1～3 (略)</p> <p>4 駐車場を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第25条 市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、第</p>

<p>21条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして自転車等駐車場に立入検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>21条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして自転車等駐車場に立入検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

<議案第 88 号 堺市公園条例等の一部を改正する条例>

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可に係る申請書の記載事項）</p> <p>第9条 法第5条第1項に規定する申請書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公園施設を設けようとするとき。</p> <p><u>ア 住所、氏名及び職業（法人については、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目。以下同じ。）</u></p> <p>イ～コ （略）</p> <p>(2) 公園施設を管理しようとするとき。</p> <p><u>ア 住所、氏名及び職業</u></p> <p>イ～カ （略）</p> <p>(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。</p> <p><u>ア 住所、氏名及び職業</u></p> <p>イ～エ （略）</p> <p>2 法第6条第2項に規定する申請書の記載事項は、同項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>住所、氏名及び職業</u></p>	<p>（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可に係る申請書の記載事項）</p> <p>第9条 法第5条第1項に規定する申請書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公園施設を設けようとするとき。</p> <p><u>ア 主たる事務所の所在地並びに団体の名称及び代表者の氏名（個人にあつては、住所及び氏名。以下同じ。）</u></p> <p>イ～コ （略）</p> <p>(2) 公園施設を管理しようとするとき。</p> <p><u>ア 主たる事務所の所在地並びに団体の名称及び代表者の氏名</u></p> <p>イ～カ （略）</p> <p>(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。</p> <p><u>ア 主たる事務所の所在地並びに団体の名称及び代表者の氏名</u></p> <p>イ～エ （略）</p> <p>2 法第6条第2項に規定する申請書の記載事項は、同項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>主たる事務所の所在地並びに団体の名称及び代表者の氏名</u></p>

(2)～(7) (略)

3 (略)

(使用料等の算定等)

第21条 (略)

2 占用期間が1月未満であるときは、第12条第3項及び前項の規定により算定した占用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。

3～6 (略)

(管理の基準等)

第32条 公園等の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準等は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

(4) (略)

(5) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定期間が満了し、若しくはその指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が使用時間

(2)～(7) (略)

3 (略)

(使用料等の算定等)

第21条 (略)

2 占用期間が1月未満であるときは、第12条第3項及び前項の規定により算定した占用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。

3～6 (略)

(管理の基準等)

第32条 公園等の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準等は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

(4) (略)

(5) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が使用時間

等を定めた場合について準用する。

別表第2 (第12条関係)

種別	単位	金額
(略)		
使用する露天営業その他これに類する目的です	使用面積1平方メートルにつき	93円
料 広告宣伝又は放送の目的です	1日	370円
業として撮影の目的です	1回(2時間以内)につき	7,600円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的です	使用面積10平方メートルにつき	23円
その他の使用	1日	23円

備考 (略)

別表第3 (第14条の3関係)

公園名	有料施設
(略)	
大仙公園	日本庭園 日本庭園和室
田園公園	泉ヶ丘プール

別表第4 (第18条、第31条関係)

1 体育館専用(団体)使用料

等を定めた場合について準用する。

別表第2 (第12条、第31条関係)

種別	単位	金額
(略)		
使用する露天営業その他これに類する目的です	使用面積1平方メートルにつき	100円
料 広告宣伝又は放送の目的です	1日	400円
業として撮影の目的です	1回(2時間以内)につき	7,740円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的です	使用面積10平方メートルにつき	23円
その他の使用	1日	23円

備考 (略)

別表第3 (第14条の3関係)

公園名	有料施設
(略)	
大仙公園	日本庭園 日本庭園和室

別表第4 (第18条、第31条関係)

1 体育館専用(団体)使用料

区分		使用料
金岡公園体育館	大体育室	全日 40,730円
	小体育室	全日 13,570円
	トレーニング室	全日 6,170円
家原大池体育館	大アリーナ	全日 40,730円
	小アリーナ	全日 13,570円
	研修室	全日 8,640円
	トレーニング室	全日 6,170円
原池公園体育館	大アリーナ	全日 40,730円
	中アリーナ	全日 13,570円
	小アリーナ	全日 6,780円
	多目的室	全日 13,570円
	研修室	全日 4,930円
	トレーニング室	全日 6,170円

備考 (略)

2 体育館共用(個人)使用料

区分	使用料
金岡公園体育館 家原大池体育館(トレーニング室を除く。) 原池公園体育館(トレーニング室を除く。)	1人1種目1回 200円

3 トレーニング室使用料

区分		使用料
金岡公園体育館	大体育室	全日 41,480円
	小体育室	全日 13,820円
	トレーニング室	全日 6,280円
家原大池体育館	大アリーナ	全日 41,480円
	小アリーナ	全日 13,820円
	研修室	全日 8,800円
	トレーニング室	全日 6,280円
原池公園体育館	大アリーナ	全日 41,480円
	中アリーナ	全日 13,820円
	小アリーナ	全日 6,900円
	多目的室	全日 13,820円
	研修室	全日 5,020円
	トレーニング室	全日 6,280円

備考 (略)

2 体育館共用(個人)使用料

区分	使用料
金岡公園体育館 家原大池体育館(トレーニング室を除く。) 原池公園体育館(トレーニング室を除く。)	1人1種目1回 220円

3 トレーニング室使用料

区分	単位	使用料
家原大池 体育館	トレーニング室 1人1月	6,170円
原池公園 体育館	1人1回	1,020円

4 陸上競技場専用（団体）使用料

区分	使用料
金岡公園陸上競技場	全日 35,790円

備考（略）

5 陸上競技場共用（個人）使用料

区分	使用料
金岡公園陸上競技場	1人1回 200円

6 スケートボードパーク専用（団体）使用料

区分	使用料
原池公園スケートボードパーク	全日 51,420円

備考（略）

7（略）

8 野球場、テニスコート及び相撲場の使用料

区分	使用料
大浜公園野球場	1面1時間 1,230円
金岡公園野球場	1面1時間 1,020円

区分	単位	使用料
家原大池 体育館	トレーニング室 1人1月	6,280円
原池公園 体育館	1人1回	1,030円

4 陸上競技場専用（団体）使用料

区分	使用料
金岡公園陸上競技場	全日 36,450円

備考（略）

5 陸上競技場共用（個人）使用料

区分	使用料
金岡公園陸上競技場	1人1回 220円

6 スケートボードパーク専用（団体）使用料

区分	使用料
原池公園スケートボードパーク	全日 52,370円

備考（略）

7（略）

8 野球場、テニスコート及び相撲場の使用料

区分	使用料
大浜公園野球場	1面1時間 1,250円
金岡公園野球場	1面1時間 1,030円

三宝公園野球場	1面1時間	1,020円
浅香山公園野球場	1面1時間	610円
白鷺公園野球場	1面1時間	1,020円
各公園テニスコート	1面1時間	610円
大浜公園相撲場	相撲競技（職業相撲を除く。）	全日 18,510円
	集会	全日 37,020円
	その他	全日 222,170円

備考 (略)

9 その他の有料施設の使用料

区分	使用料
各公園プール	1人1回 510円
大仙公園 日本庭園	1人1回 200円
	1人1年 1,020円
日本庭園和室	全日 20,570円
その他の使用	使用面積10平方メートルにつき全日 23円

備考 (略)

三宝公園野球場	1面1時間	1,030円
浅香山公園野球場	1面1時間	620円
白鷺公園野球場	1面1時間	1,030円
各公園テニスコート	1面1時間	620円
大浜公園相撲場	相撲競技（職業相撲を除く。）	全日 18,850円
	集会	全日 37,700円
	その他	全日 226,280円

備考 (略)

9 その他の有料施設の使用料

区分	使用料
金岡公園プール及び大浜公園プール	1人1回 330円
大仙公園 日本庭園	1人1回 220円
	1人1年 1,030円
日本庭園和室	全日 20,950円
その他の使用	使用面積10平方メートルにつき全日 23円

備考 (略)

堺市公園条例の一部を改正する条例（平成29年条例第49号）新旧対照表

現行		改正後（案）																																																			
別表第4（第18条、第31条関係） 1～8（略） 9 その他の有料施設の使用料		別表第4（第18条、第31条関係） 1～8（略） 9 その他の有料施設の使用料																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">各公園（原山公園を除く。）のプール</td> <td>1人1回 510円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大仙公園</td> <td rowspan="2">日本庭園</td> <td>1人1回 200円</td> </tr> <tr> <td>1人1年 1,020円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本庭園和室</td> <td>全日 20,570円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原山公園</td> <td rowspan="3">プール（屋内施設のプールを除く。）</td> <td>1人1回（大人） 900円</td> </tr> <tr> <td>1人1回（中学生） 500円</td> </tr> <tr> <td>1人1回（小学生） 300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">多目的スペース</td> <td>全面1時間 1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内施設 （プール、 トレーニング室及 びスタジ</td> <td rowspan="2">プール（プログラ ムレッスンを除 く。以下この表に おいて同じ。）</td> <td>1人1回 610円</td> </tr> <tr> <td>1人1回 1,020円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料	各公園（原山公園を除く。）のプール		1人1回 510円	大仙公園	日本庭園	1人1回 200円	1人1年 1,020円		日本庭園和室	全日 20,570円	原山公園	プール（屋内施設のプールを除く。）	1人1回（大人） 900円	1人1回（中学生） 500円	1人1回（小学生） 300円	多目的スペース		全面1時間 1,200円	屋内施設 （プール、 トレーニング室及 びスタジ	プール（プログラ ムレッスンを除 く。以下この表に おいて同じ。）	1人1回 610円	1人1回 1,020円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">金岡公園プール及び大浜公園プール</td> <td>1人1回 330円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大仙公園</td> <td rowspan="2">日本庭園</td> <td>1人1回 220円</td> </tr> <tr> <td>1人1年 1,030円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本庭園和室</td> <td>全日 20,950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原山公園</td> <td rowspan="3">プール（屋内施設のプールを除く。）</td> <td>1人1回（大人） 910円</td> </tr> <tr> <td>1人1回（中学生） 500円</td> </tr> <tr> <td>1人1回（小学生） 300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">多目的スペース</td> <td>全面1時間 1,220円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内施設 （プール、 トレーニング室及 びスタジ</td> <td rowspan="2">プール（プログラ ムレッスンを除 く。以下この表に おいて同じ。）</td> <td>1人1回 620円</td> </tr> <tr> <td>1人1回 1,030円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料	金岡公園プール及び大浜公園プール		1人1回 330円	大仙公園	日本庭園	1人1回 220円	1人1年 1,030円		日本庭園和室	全日 20,950円	原山公園	プール（屋内施設のプールを除く。）	1人1回（大人） 910円	1人1回（中学生） 500円	1人1回（小学生） 300円	多目的スペース		全面1時間 1,220円	屋内施設 （プール、 トレーニング室及 びスタジ	プール（プログラ ムレッスンを除 く。以下この表に おいて同じ。）	1人1回 620円	1人1回 1,030円
区分		使用料																																																			
各公園（原山公園を除く。）のプール		1人1回 510円																																																			
大仙公園	日本庭園	1人1回 200円																																																			
		1人1年 1,020円																																																			
	日本庭園和室	全日 20,570円																																																			
原山公園	プール（屋内施設のプールを除く。）	1人1回（大人） 900円																																																			
		1人1回（中学生） 500円																																																			
		1人1回（小学生） 300円																																																			
多目的スペース		全面1時間 1,200円																																																			
屋内施設 （プール、 トレーニング室及 びスタジ	プール（プログラ ムレッスンを除 く。以下この表に おいて同じ。）	1人1回 610円																																																			
		1人1回 1,020円																																																			
区分		使用料																																																			
金岡公園プール及び大浜公園プール		1人1回 330円																																																			
大仙公園	日本庭園	1人1回 220円																																																			
		1人1年 1,030円																																																			
	日本庭園和室	全日 20,950円																																																			
原山公園	プール（屋内施設のプールを除く。）	1人1回（大人） 910円																																																			
		1人1回（中学生） 500円																																																			
		1人1回（小学生） 300円																																																			
多目的スペース		全面1時間 1,220円																																																			
屋内施設 （プール、 トレーニング室及 びスタジ	プール（プログラ ムレッスンを除 く。以下この表に おいて同じ。）	1人1回 620円																																																			
		1人1回 1,030円																																																			

オ)	(プログラムレッスンを除く。以下この表において同じ。)	
	プール及びトレーニング室	1人1月 <u>7,200円</u>
	スタジオ(プログラムレッスンを除く。)	1室1時間 510円
	プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	1人1回 <u>2,460円</u>
		1人1月 <u>9,250円</u>
	駐車場	1台1時間 300円
	その他の使用	使用面積10平方メートルにつき全日 <u>20円</u>
備考 (略)		

オ)	(プログラムレッスンを除く。以下この表において同じ。)	
	プール及びトレーニング室	1人1月 <u>7,330円</u>
	スタジオ(プログラムレッスンを除く。)	1室1時間 510円
	プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	1人1回 <u>2,500円</u>
		1人1月 <u>9,420円</u>
	駐車場	1台1時間 300円
	その他の使用	使用面積10平方メートルにつき全日 <u>23円</u>
備考 (略)		

堺市公園条例の一部を改正する条例（平成31年条例第7号）新旧対照表

現行		改正後（案）			
別表第4第8項の表中「		別表第4第8項の表中「			
白鷺公園野球場	1面1時間 1,020円	白鷺公園野球場	1面1時間 1,030円		
」を「		」を「			
白鷺公園野球場	1面1時間 1,020円	白鷺公園野球場	1面1時間 1,030円		
原池公園野球場	グラウンド	1面1時間 8,600円	原池公園野球場	グラウンド	1面1時間 8,600円
	屋内練習場	1室1時間 700円	屋内練習場	1室1時間 700円	
	屋内ブルペン	1室1時間 700円	屋内ブルペン	1室1時間 700円	
	会議室	1室1時間 400円	会議室	1室1時間 400円	
	更衣室	1室1時間 100円	更衣室	1室1時間 100円	
」に改め、同表の備考第1号を次のように改める。		」に改め、同表の備考第1号を次のように改める。			
(1) 原池公園野球場の休日等の使用料は、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)に1.2を乗じて得た額とする。		(1) 原池公園野球場の休日等の使用料は、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)に1.2を乗じて得た額とする。			
別表第4第8項の表備考第3号ア中「第1号」を「第2号」に改め、同号を同表備考第4号とし、同表中備考第2号を備考第3号とし、備考第1号の次に次の1号を加える。		別表第4第8項の表備考第3号ア中「第1号」を「第2号」に改め、同号を同表備考第4号とし、同表中備考第2号を備考第3号とし、備考第1号の次に次の1号を加える。			
(2) 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金(前号に該当する場合にあっては、前号の額。第4号イにおいて同じ。)の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。		(2) 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金(前号に該当する場合にあっては、同号の額。第4号イにおいて同じ。)の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。			

<議案第 89 号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例>

堺市消防手数料条例(平成20年条例第35号)新旧対照表

現行				改正後(案)			
別表第1(第2条関係) 消防法関係手数料				別表第1(第2条関係) 消防法関係手数料			
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額		手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	
1 (略)				1 (略)			
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	製造所	指定数量の倍数(法第11条の4第1項に規定する指定数量の倍数をいう。以下同じ。)が10以下のもの	1件 39,000円	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	製造所	指定数量の倍数(法第11条の4第1項に規定する指定数量の倍数をいう。以下同じ。)が10以下のもの	1件 39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 52,000円			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 52,000円
		指定数量の倍数が50以上のもの	1件 66,000円			指定数量の倍数が50以上のもの	1件 66,000円

		数が50を超え100以下のもの	000円			数が50を超え100以下のもの	000円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件 77, 000円			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件 77, 000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	1件 92, 000円			指定数量の倍数が200を超えるもの	1件 92, 000円
貯蔵所	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下この表において「令」という。）第2条第1号に規定する屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件 20, 000円	貯蔵所	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下この表において「令」という。）第2条第1号に規定する屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件 20, 000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 26, 000円			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 26, 000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件 39, 000円			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件 39, 000円
		指定数量の倍数が100を超えるもの	1件 52, 000円			指定数量の倍数が100を超えるもの	1件 52, 000円

	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵	1件 57 0,000円
特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。)第20条の4第2項第3号に規定する構造を有しなければなら ない浮き屋根を有する特定屋外タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び府令第22条の2第1号ハに規定する構造を有しなければなら ない浮き蓋付きの特定屋外タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外	危険物の貯蔵 最大数量が 1,000キ ロリットル以 上5,000 キロリットル 未満のもの 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満のもの 危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの	1件1,18 0,000円 1件1,41 0,000円 1件1,58 0,000円

	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵	1件 57 0,000円
特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。)第20条の4第2項第3号に規定する構造を有しなければなら ない浮き屋根を有する特定屋外タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び府令第22条の2第1号ハに規定する構造を有しなければなら ない浮き蓋付きの特定屋外タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外	危険物の貯蔵 最大数量が 1,000キ ロリットル以 上5,000 キロリットル 未満のもの 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満のもの 危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの	1件1,18 0,000円 1件1,41 0,000円 1件1,59 0,000円

		タンク貯蔵所」とい う。)	危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の	1件1,94 0,000円			タンク貯蔵所」とい う。)	危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の	1件1,95 0,000円
			危険物の貯蔵 最大数量が1 00,000 キロリットル 以上200, 000キロリ ットル未満の もの	1件2,26 0,000円				危険物の貯蔵 最大数量が1 00,000 キロリットル 以上200, 000キロリ ットル未満の もの	1件2,27 0,000円
			危険物の貯蔵 最大数量が2 00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の	1件4,55 0,000円				危険物の貯蔵 最大数量が2 00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の	1件4,55 0,000円

		もの				もの	
		危険物の貯蔵	1件 5,82			危険物の貯蔵	1件 5,82
		最大数量が300,000	0,000円			最大数量が300,000	0,000円
		キロリットル				キロリットル	
		以上400,				以上400,	
		000キロリ				000キロリ	
		ットル未満の				ットル未満の	
		もの				もの	
		危険物の貯蔵	1件 7,07			危険物の貯蔵	1件 7,07
		最大数量が400,000	0,000円			最大数量が400,000	0,000円
		キロリットル				キロリットル	
		以上のもの				以上のもの	
	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵	1件 88			危険物の貯蔵	1件 88
		最大数量が1,000	0,000円			最大数量が1,000	0,000円
		キロリットル以				キロリットル以	
		上5,000				上5,000	
		キロリットル				キロリットル	
		未満のもの				未満のもの	
		危険物の貯蔵	1件 1,0			危険物の貯蔵	1件 1,0
		最大数量が70,000				最大数量が70,000	

		5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満のもの	円					5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満のもの	円
		危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの	1件1,20 0,000円					危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの	1件1,20 0,000円
		危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の	1件1,52 0,000円					危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の	1件1,52 0,000円
		危険物の貯蔵 最大数量が1 00,000	1件1,78 0,000円					危険物の貯蔵 最大数量が1 00,000	1件1,78 0,000円

		00,000 キロリットル 以上のもの	
令第2条第3号に規定する屋内タンク 貯蔵所		1件 26, 000円	
令第2条第4号に規定す る地下タンク貯蔵所	指定数量の倍 数が100以 下のもの	1件 26, 000円	
	指定数量の倍 数が100を 超えるもの	1件 39, 000円	
令第2条第5号に規定する簡易タンク 貯蔵所		1件 13, 000円	
令第2条第6号に規定する移動タンク 貯蔵所(令第15条第2項に規定する積 載式移動タンク貯蔵所及び同条第3項 に規定する移動タンク貯蔵所を除く。)		1件 26, 000円	
令第15条第2項に規定する積載式移 動タンク貯蔵所又は同条第3項に規定 する移動タンク貯蔵所		1件 39, 000円	
令第2条第7号に規定する屋外貯蔵所		1件 13, 000円	
取 令第3条第1号に規定する給油取扱所		1件 52, 000円	

		00,000 キロリットル 以上のもの	
令第2条第3号に規定する屋内タンク 貯蔵所		1件 26, 000円	
令第2条第4号に規定す る地下タンク貯蔵所	指定数量の倍 数が100以 下のもの	1件 26, 000円	
	指定数量の倍 数が100を 超えるもの	1件 39, 000円	
令第2条第5号に規定する簡易タンク 貯蔵所		1件 13, 000円	
令第2条第6号に規定する移動タンク 貯蔵所(令第15条第2項に規定する積 載式移動タンク貯蔵所及び同条第3項 に規定する移動タンク貯蔵所を除く。)		1件 26, 000円	
令第15条第2項に規定する積載式移 動タンク貯蔵所又は同条第3項に規定 する移動タンク貯蔵所		1件 39, 000円	
令第2条第7号に規定する屋外貯蔵所		1件 13, 000円	
取 令第3条第1号に規定する給油取扱所		1件 52, 000円	

扱 所	(令第17条第2項に規定する屋内給 油取扱所を除く。)	000円	扱 所	(令第17条第2項に規定する屋内給 油取扱所を除く。)	000円
	令第17条第2項に規定する屋内給油 取扱所	1件 66, 000円		令第17条第2項に規定する屋内給油 取扱所	1件 66, 000円
	令第3条第2号イに規定する第1種販 売取扱所	1件 26, 000円		令第3条第2号イに規定する第1種販 売取扱所	1件 26, 000円
	令第3条第2号ロに規定する第2種販 売取扱所	1件 33, 000円		令第3条第2号ロに規定する第2種販 売取扱所	1件 33, 000円
	令第3条第3号に規定する移送取扱所 (以下「移送取扱所」という。)のうち、 危険物を移送するための配管の延長(当 該配管の起点又は終点が2以上ある場 合には、任意の起点から任意の終点まで の当該配管の延長のうち最大のもの。以 下同じ。)が15キロメートル以下のも の(危険物を移送するための配管に係る 最大常用圧力が0.95メガパスカル以 上のものであって、かつ、危険物を移送 するための配管の延長が7キロメー トル以上のものを除く。)	1件 21, 000円		令第3条第3号に規定する移送取扱所 (以下「移送取扱所」という。)のうち、 危険物を移送するための配管の延長(当 該配管の起点又は終点が2以上ある場 合には、任意の起点から任意の終点まで の当該配管の延長のうち最大のもの。以 下同じ。)が15キロメートル以下のも の(危険物を移送するための配管に係る 最大常用圧力が0.95メガパスカル以 上のものであって、かつ、危険物を移送 するための配管の延長が7キロメー トル以上のものを除く。)	1件 21, 000円
	移送取扱所(危険物を移送するための配 管に係る最大常用圧力が0.95メガパ スカル以上であって、かつ、危険物を移	1件 87, 000円		移送取扱所(危険物を移送するための配 管に係る最大常用圧力が0.95メガパ スカル以上であって、かつ、危険物を移	1件 87, 000円

		送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの)	
		移送取扱所(危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの)	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
令第3条第4号に規定する一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件 39,000円	
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 52,000円	

		送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの)	
		移送取扱所(危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの)	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
令第3条第4号に規定する一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件 39,000円	
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 52,000円	

		指定数量の倍 数が50を超え 100以下のもの	1件 66, 000円			指定数量の倍 数が50を超え 100以下のもの	1件 66, 000円
		指定数量の倍 数が100を超え 200以下のもの	1件 77, 000円			指定数量の倍 数が100を超え 200以下のもの	1件 77, 000円
		指定数量の倍 数が200を超えるもの	1件 92, 000円			指定数量の倍 数が200を超えるもの	1件 92, 000円
3～12	(略)			3～12	(略)		

別表第2（第2条関係）～別表第5（第2条関係）（略）

別表第6（第2条関係）

堺市火災予防条例関係手数料

別表第2（第2条関係）～別表第5（第2条関係）（略）

別表第6（第2条関係）

堺市火災予防条例関係手数料

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
1 堺市火災予防条例（平成20年条例第25号。以下「条例」とい	別表第1第6号の水張検査、水圧検査の区分による。	左欄の区分に応じた額	1 堺市火災予防条例（平成20年条例第25号。以下「条例」とい	別表第1の6の項の水張検査、水圧検査の区分による。	左欄の区分に応じた額

う。) 第89 条第1項の規 定に基づく検 査を受けよう とする者			う。) 第89 条第1項の規 定に基づく検 査を受けよう とする者		
2 条例第89 条第1項の規 定に基づくタ ンク検査済証 の再交付を受 けようとする 者		1件 60 0円	2 条例第89 条第1項の規 定に基づくタ ンク検査済証 の再交付を受 けようとする 者		1件 60 0円
別表第7 (第2条関係) (略)			別表第7 (第2条関係) (略)		

<議案第 90 号 堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例>

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成20年条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第3条（略） （欠格条項）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（1）<u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>（2）<u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>（3）<u>第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。</u></p> <p>（分限）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その身分を<u>失なう</u>。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>前条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>第6条（略）</p> <p>（1）<u>消防に関する法令並びに条例又は規則に違反した場合</u></p>	<p>第1条～第3条（略） （欠格条項）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（1）<u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>（2）<u>第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。</u></p> <p>（分限）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その身分を<u>失う</u>。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>前条第1号に該当するに至ったとき。</u></p> <p>第6条（略）</p> <p>（1）<u>消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合</u></p>

<p>(1) 別に規定のある事項に付するものの外、この法律に規定する事項</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条~第17条 (略)</p>	<p>(1) 別に規定のある事項に付するものの外、この法律に規定する事項</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条~第17条 (略)</p>
<p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>第68条 (略)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>第100条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>第68条 (略)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>第100条 (略)</p>
<p>第101条 (略)</p>	<p>第101条 (略)</p>

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<附則 第101条 施行期日の規定に關するもの。一 附則第三項及び第四項>

<議案第 91 号 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例>

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和26年条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、堺市立高等学校の授業料、入学金及び入学検定料並びに堺市立幼稚園の<u>保育料</u>（以下これらを「授業料等」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>(授業料等)</p> <p>第2条 授業料等の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>授業料及び保育料</u>は、教育委員会規則で定めるところにより徴収する。ただし、退学、休学その他の教育委員会において授業料を徴収する必要がないと認める理由があるときは、授業料の全部又は一部を徴収しないことができる。</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会において特に必要があると認めるときは、<u>保育料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(授業料等の不還付)</p> <p>第4条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがで</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、堺市立高等学校の授業料、入学金及び入学検定料（以下これらを「授業料等」という。）並びに堺市立幼稚園の<u>保育料</u>について必要な事項を定める。</p> <p>(授業料等及び保育料)</p> <p>第2条 <u>授業料等及び保育料</u>の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 授業料は、教育委員会規則で定めるところにより徴収する。ただし、退学、休学その他の教育委員会において授業料を徴収する必要がないと認める理由があるときは、授業料の全部又は一部を徴収しないことができる。</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>【削除】</p> <p>(授業料等及び保育料の不還付)</p> <p>第4条 既納の<u>授業料等及び保育料</u>は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付するこ</p>

きる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、授業料等について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表（第2条関係）

種別		徴収金額
堺市立高等学校授業料	全日制	年額 118,800円
	定時制	年額 32,400円
堺市立高等学校入学金	全日制	5,650円
	定時制	2,100円
堺市立高等学校入学検定料	全日制	2,200円
	定時制	950円
堺市立幼稚園保育料	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の政令で定める額を基準として、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額	

とができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、授業料等及び保育料について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表（第2条関係）

種別		金額
堺市立高等学校授業料	全日制	年額 118,800円
	定時制	年額 32,400円
堺市立高等学校入学金	全日制	5,650円
	定時制	2,100円
堺市立高等学校入学検定料	全日制	2,200円
	定時制	950円
堺市立幼稚園保育料	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の政令で定める額を基準として、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額	

<議案第 92 号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例>

堺市水道事業給水条例（昭和 33 年条例第 13 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>(所有者の代理人)</p> <p>第 5 条 所有者が本市の給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、<u>所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、本市の給水区域内に居住する代理人を選定し、連署で管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>(総代理人の選定)</p> <p>第 6 条 使用者又は所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総代理人を選定し管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他管理者が必要と認めるとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>1 個のメーターで 2 以上の専用給水装置の使用水量を計量すること</u></p>	<p>(所有者の代理人)</p> <p>第 5 条 所有者が本市の給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、<u>管理者は、当該所有者をして市内に居住する代理人を選定させることができる。</u></p> <p>(総代理人の選定)</p> <p>第 6 条 使用者又は所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総代理人を選定し管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

となった場合は、当該メーターの保管者は、その数を管理者に届け出なければならない。

4 (略)

5 第1項(第3号及び第4号を除く。)及び第2項の規定は、子メーターを設置した場合における届出について準用する。この場合において、同項中「給水装置」とあるのは、「貯水槽の下流側の給水設備」と読み替えるものとする。

(構造及び材質)

第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号) 第5条に規定する基準に適合するものでなければならない。

2 (略)

(指定給水装置工事事業者)

第13条 指定給水装置工事事業者とは、次の各号のいずれにも該当する者で管理者の指定を受けたものをいう。

(1) 事業所に給水装置工事主任技術者(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の4第1項に規定する者をいう。)を有する者であること。

(2) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第20条に定める

3 (略)

4 第1項(第3号及び第4号を除く。)及び第2項の規定は、子メーターを設置した場合における届出について準用する。この場合において、第1項中「給水装置」とあるのは、「貯水槽の下流側の給水設備」と読み替えるものとする。

(構造及び材質)

第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号) 第6条に規定する基準に適合するものでなければならない。

2 (略)

(指定給水装置工事事業者)

第13条 指定給水装置工事事業者とは、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の3第1項各号のいずれにも該当する者で、法第16条の2第1項の規定に基づき管理者が指定したものをいう。

機械器具を有する者であること。

(3) 法第25条の3第1項第3号に適合している者であること。

2 前項の指定を受けようとする者は、管理者に申請をしなければならない。

3 第1項の指定に当たっては、指定手数料を徴収する。この場合において、指定を受けた者の申請に基づき指定給水装置工事事業者証（以下「指定証書」という。）を交付するときは、指定証書交付手数料を徴収する。

4 その他指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

(間接経費の徴収)

第15条 管理者は、工事の申込みがあったときは、当該工事に係る間接経費を徴収することができる。

(手数料等の納付)

第16条 第12条第4項の設計審査及び工事検査に係る手数料並びに前条の間接経費は、管理者が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その期日までに第12条第3項の工事検査の申請を行う場合においては、当該申請を行う日までに納付しなければならない。

2 前項の期日を20日以上過ぎてもなお同項の手数料及び間接経費を納付しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。ただし、

2 前項の規定による指定又は法第25条の3の2第1項の更新に当たっては、別表の指定手数料を徴収する。この場合において、指定又は更新を受けた者の申請に基づき指定給水装置工事事業者証を交付するときは、同表の指定証書交付手数料を徴収する。

3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

第15条 削除

(手数料の納付)

第16条 第12条第4項の設計審査及び工事検査に係る手数料は、管理者が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その期日までに同条第3項の工事検査の申請を行う場合においては、当該申請を行う日までに納付しなければならない。

2 前項の期日を20日以上過ぎてもなお同項の手数を納付しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。ただし、管理者が相当の

管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(メーターの設置)

第19条 1～3 (略)

4 管理者が必要と認めるときは、1個のメーターで2以上の専用給水装置の使用水量を計量することができる。

(使用水量の計量)

第20条 使用水量は、2月ごとの定例日(料金算定の基準日として管理者が定める日をいう。以下同じ。)に計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、1月ごとの定例日に又は定例日を変更して計量することができる。

2 (略)

(料金)

第25条 (略)

2 次条第2項に規定する1個のメーターで2以上の専用給水装置を使用した場合及び同条第3項に規定する共用給水装置を使用した場合の料金は、それぞれの使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

3～7 (略)

(料金算定の特例)

第26条 (略)

理由があると認めるときは、この限りでない。

(メーターの設置)

第19条 1～3 (略)

(使用水量の計量)

第20条 使用水量は、2月ごとの定例日(料金算定の基準日として管理者が定める日をいう。以下同じ。)に計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、1月ごとの定例日に、若しくは定例日を変更して、又は随時に計量することができる。

2 (略)

(料金)

第25条 (略)

2 次条第2項に規定する共用給水装置を使用した場合の料金は、それぞれの使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

3～7 (略)

(料金算定の特例)

第26条 (略)

2 家庭における日常生活の用に使用する場合であって、1個のメーターで2以上の専用給水装置を使用したときの各専用給水装置に係る料金は、各専用給水装置の使用水量は均等とし、メーターの口径は20ミリメートル以下とみなし、前条第3項及び第4項の規定により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、各専用給水装置の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、管理者が別に定める方法により算定する。

3～5 （略）

6 月の中途において給水装置の使用を開始し、又は休止した場合における基本料金の額は、その月の使用日数に応じて管理者が定める額とする。

7 月の中途においてメーターの口径を異にすることとなった場合において、その適用日数に差があるときのその月分の料金は、適用すべき日数の多いメーターの口径によるものとし、その適用すべき日数が等しいときのその月分の料金は、新たに適用することとなったメーターの口径により算定する。

8 次に掲げる建物に係る料金については、第1項から第5項までの規定にかかわらず、管理者が別に定める方法により算定する。

2～4 （略）

5 計量期間（定例日から次の定例日までの期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の中途において給水装置の使用を開始し、又は休止した場合における基本料金の額は、その計量期間の使用日数に応じて管理者が定める額とする。

6 計量期間の中途においてメーターの口径を異にすることとなった場合について、その適用日数に差があるときのその計量期間分の料金は、適用すべき日数の多いメーターの口径によるものとし、その適用すべき日数が等しいときのその計量期間分の料金は、新たに適用することとなったメーターの口径により算定する。

7 管理者は、次に掲げる建物の所有者又は総代人から申請があった場合は、当該建物の総使用水量をその総使用戸数で除して得た水量について料金を算定することができる。

(1)・(2) (略)

9 第1項、第4項、第6項及び第7項の規定は、子メーターを設置した場合における料金の算定について準用する。

第27条 管理者は、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場を経営する者から申請があった場合は、第25条第4項の規定にかかわらず、その者の従量料金を、その者の1月当たりの使用水量が1,000立方メートルまでの分については1立方メートルにつき105円と、1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分については1立方メートルにつき110円と、2,000立方メートルを超える分については1立方メートルにつき200円とすることができる。

2・3 (略)

(料金の算定方法及び徴収)

第28条 (略)

2 第20条第1項ただし書の規定により定例日を変更して計量する場合における料金の算定方法については、管理者が別に定める。

(1)・(2) (略)

8 第1項、第3項、第5項及び第6項の規定は、子メーターを設置した場合における料金の算定について準用する。

第27条 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により大阪府知事が指定した統制額の適用を受ける公衆浴場に係る従量料金について、当該公衆浴場を経営する者から申請があった場合は、第25条第4項の規定にかかわらず、次の表のとおりとすることができる。

使用区分 (メーター1個1月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
使用水量が1,000立方メートルまでの分	105円
使用水量が1,000立方メートルを超え、2,000立方メートルまでの分	110円
使用水量が2,000立方メートルを超える分	200円

2・3 (略)

(料金の算定方法及び徴収)

第28条 (略)

2 第20条第1項ただし書の規定により定例日を変更して、又は随時に計量する場合における料金の算定方法については、管理者が別に定める。

3～5 (略)

6 第1項から前項までの規定は、子メーターを設置した場合における料金の算定方法及び徴収について準用する。

(料金の過誤調整)

第28条の2 料金の納入後、その料金について誤りがあったときは、次の月の分において調整する。ただし、当該調整を行うことが困難であると管理者が認めるときは、当該誤りがあった額を徴収し、又は還付することができる。

(加入金)

第30条 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）に係る工事の申込者は、加入金を管理者の指定する期日までに前納しなければならない。ただし、その期日までに第12条第3項の工事検査の申請を行う場合においては、当該申請を行う日までに前納しなければならない。

2 加入金の額は、次の表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、改造工事をする場合の加入金の額は、改造後のメーターの口径に応じる加入金の額と改造前のメーターの口径に応じる加入金の額との差額とする。

3～5 (略)

6 第1項から第4項までの規定は、子メーターを設置した場合における料金の算定方法及び徴収について準用する。

(料金の変更に伴う措置)

第28条の2 料金の額の変更に伴い、既納の料金に過不足が生じたときは、その差額を追徴し、若しくは未納の料金で精算し、又は以後に徴収する料金で調整を行うものとする。ただし、精算する料金がないとき、又は調整を行うことが困難であると管理者が認めるときは、還付することができる。

(加入金)

第30条 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）に係る工事の申込者は、加入金を管理者の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その期日までに第12条第3項の工事検査の申請を行う場合においては、当該申請を行う日までに納付しなければならない。

2 加入金の額は、次の表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、改造工事をする場合の加入金の額は、改造後のメーターの口径に応じ同表に定める金額と改造前のメーターの口径に応じ同表に定める金額との差額に100分の110を乗じて得た額とする。

(略)

3・4 (略)

(加入金の算定の特例)

第30条の2 次の各号に掲げるものに係る加入金の額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1個のメーターで2以上の専用給水装置に給水するもので、当該専用給水装置ごとにメーターを設置する改造をする場合については、改造後のメーターごとに計算した額と、改造前に私メーターがあるときは私メーターの口径により、私メーターがないときは各戸（箇所）の引込管の口径を前条第2項に規定するメーターの口径とみなして、各戸（箇所）ごとに計算した額との差額とする。
- (2) 新たに貯水槽方式の建物又は施設に給水する場合については、集約管の最大口径部分を前条第2項に規定するメーターの口径とみなして計算した額（複数の集約管があるときは、各集約管ごとに計算した額の合計額）とする。ただし、管理者が特に認めた建物又は施設については、管理者が別に定める額とする。
- (3) 貯水槽方式の建物若しくは施設の集約管を改造する場合又はこれと同時に給水装置を改造する場合については、改造後及び改造前の集約管の最大口径部分をそれぞれ前条第2項に規定するメーターの口径とみなし、同項ただし書を適用する。この場合において、改造後又

(略)

3・4 (略)

(加入金の算定の特例)

第30条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に係る加入金の額は、当該各号に定めるところによる。ただし、管理者が特に認めた建物又は施設に係る加入金の額は、管理者が別に定める額とする。

- (1) 新たに貯水槽方式の建物又は施設に給水する場合 集約管の最大口径部分を前条第2項の表に掲げるメーターの口径とみなして同項の規定により計算した額（複数の集約管があるときは、集約管ごとに計算した額の合計額）
- (2) 貯水槽方式の建物又は施設の集約管を改造する場合 改造後及び改造前の集約管の最大口径部分をそれぞれ前条第2項の表に掲げるメーターの口径とみなして、同項ただし書を適用して計算した額（改造後又は改造前における集約管が複数であるときは、改造後の集約管ご

は改造前における集約管が複数であるときは、改造後の集約管ごとに計算した額の合計額と改造前の集約管ごとに計算した額の合計額との差額とする。

- (4) 貯水槽方式の建物又は施設で貯水槽方式から直結直圧方式又は直結増圧方式に改造する場合については、改造後のメーターごとに計算した額の合計額と改造前の集約管の最大口径部分を前条第2項に規定するメーターの口径とみなして計算した額との差額とする。この場合において、改造前に複数の集約管があるときは、改造後のメーターごとに計算した額の合計額と改造前の集約管ごとに計算した額の合計額との差額とする。

(料金等の減免)

第32条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。

とに計算した額の合計額と改造前の集約管ごとに計算した額の合計額との差額)

- (3) 貯水槽方式の建物又は施設について貯水槽方式から直結直圧方式又は直結増圧方式に改造する場合 改造後のメーターごとに計算した額の合計額と改造前の集約管の最大口径部分を前条第2項の表に掲げるメーターの口径とみなして同項の規定により計算した額との差額 (改造前に複数の集約管があるときは、改造後のメーターごとに計算した額の合計額と改造前の集約管ごとに計算した額の合計額との差額)

(料金等の減免)

第32条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。この場合においては、第28条の2の規定を準用する。

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）新旧対照表（第2条関係）

現行		改正後（案）																																									
(料金)		(料金)																																									
第25条（略）		第25条（略）																																									
2・3（略）		2・3（略）																																									
4 従量料金は、次の表のとおりとする。		4 従量料金は、次の表のとおりとする。																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分（メーター1個1月につき）</th> <th>従量料金 1立方メートルにつき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用水量が10立方メートルまでの分</td> <td>メーターの口径が20ミリメートル以下</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>メーターの口径が25ミリメートル以上</td> <td>125円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用水量が10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分</td> <td>125円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用水量が20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分</td> <td>185円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用水量が30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用水量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分</td> <td>275円</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分（メーター1個1月につき）		従量料金 1立方メートルにつき	使用水量が10立方メートルまでの分	メーターの口径が20ミリメートル以下	40円	メーターの口径が25ミリメートル以上	125円	使用水量が10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分		125円	使用水量が20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分		185円	使用水量が30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分		230円	使用水量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分		275円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分（メーター1個1月につき）</th> <th>従量料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用水量が10立方メートルまでの分</td> <td>メーターの口径が20ミリメートル以下</td> <td>37円</td> </tr> <tr> <td>メーターの口径が25ミリメートル以上</td> <td>122円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用水量が10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分</td> <td>122円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用水量が20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分</td> <td>182円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用水量が30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分</td> <td>227円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用水量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分</td> <td>272円</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分（メーター1個1月につき）		従量料金 (1立方メートルにつき)	使用水量が10立方メートルまでの分	メーターの口径が20ミリメートル以下	37円	メーターの口径が25ミリメートル以上	122円	使用水量が10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分		122円	使用水量が20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分		182円	使用水量が30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分		227円	使用水量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分		272円
使用区分（メーター1個1月につき）		従量料金 1立方メートルにつき																																									
使用水量が10立方メートルまでの分	メーターの口径が20ミリメートル以下	40円																																									
	メーターの口径が25ミリメートル以上	125円																																									
使用水量が10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分		125円																																									
使用水量が20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分		185円																																									
使用水量が30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分		230円																																									
使用水量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分		275円																																									
使用区分（メーター1個1月につき）		従量料金 (1立方メートルにつき)																																									
使用水量が10立方メートルまでの分	メーターの口径が20ミリメートル以下	37円																																									
	メーターの口径が25ミリメートル以上	122円																																									
使用水量が10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分		122円																																									
使用水量が20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分		182円																																									
使用水量が30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分		227円																																									
使用水量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分		272円																																									

使用水量が100立方メートルを超え、500立方メートルまでの分	310円
使用水量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分	325円
使用水量が1,000立方メートルを超える分	335円

5～7 (略)

(料金算定の特例)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 計量期間（定例日から次の定例日までの期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の中途において給水装置の使用を開始し、又は休止した場合における基本料金の額は、その計量期間の使用日数に応じて管理者が定める額とする。

使用水量が100立方メートルを超え、500立方メートルまでの分	307円
使用水量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分	322円
使用水量が1,000立方メートルを超える分	332円

5～7 (略)

(料金算定の特例)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 給水装置の使用を開始したとき、又は休止したときにおける料金のうち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間に係るものについては、次項及び第7項の規定により算定するものとする。

(1) 使用を開始したとき。給水装置の使用を開始した日から直後の定例日までの期間

(2) 使用を休止したとき。直前の定例日から給水装置の使用を休止した日までの期間

(3) 使用を開始し、かつ、直後の定例日までに使用を休止したとき。給水装置の使用を開始した日から休止した日までの期間

6 計量期間の中途においてメーターの口径を異にすることとなった場合について、その適用日数に差があるときのその計量期間分の料金は、適用すべき日数の多いメーターの口径によるものとし、その適用すべき日数が等しいときのその計量期間分の料金は、新たに適用することとなったメーターの口径により算定する。

7 (略)

6 前項に規定する期間の基本料金の額については、次の各号に掲げる使用日数の区分に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(1) 31日以内の場合 200円に、前条第3項の規定により算定した基本料金の額から200円を減じた額を31で除して得た額に当該使用日数を乗じて得た額を加えた額

(2) 31日を超える場合 次に掲げる額を合計した額

ア 31日ごとに、前条第3項の規定により算定した基本料金の額

イ 使用日数からアの規定により基本料金を算定した日数を減じた日数（以下「残日数」という。）については、前条第3項の規定により算定した基本料金の額を31で除して得た額に残日数を乗じて得た額

7 第5項に規定する期間の従量料金は、当該期間に係る使用日数について31日を1月として算定し、31日に満たない端数が生じる場合は、当該端数の日数を1月とみなして算定する。

8 計量期間（定例日から次の定例日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の中途においてメーターの口径を異にすることとなった場合について、その適用日数に差があるときのその計量期間分の料金は、適用すべき日数の多いメーターの口径によるものとし、その適用すべき日数が等しいときのその計量期間分の料金は、新たに適用することとなったメーターの口径により算定する。

9 (略)

8 第1項、第3項、第5項及び第6項の規定は、子メーターを設置した場合における料金の算定について準用する。

第27条 (略)

2. 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者から申請があった場合は、その者の従量料金は、使用水量のうち、その者の施設に居住する人員に6立方メートルを乗じて得た水量（以下「施設水量」という。）までについては、125円を乗じて得た額とし、使用水量が施設水量を超える場合にあっては、当該超える水量に対して第25条第4項の規定を適用することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）にいう更生施設を経営する者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう児童養護施設を経営する者

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する者

(4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）にいう婦人保護施設を経営する者

3 前項の規定は、国又は本市その他の地方公共団体が経営する場合については適用しない。

(料金の算定方法及び徴収)

10 第1項、第3項、第5項から第8項までの規定は、子メーターを設置した場合における料金の算定について準用する。

第27条 (略)

(料金の算定方法及び徴収)

第28条 (略)

2・3 (略)

4 給水装置の使用を開始し、又は休止した場合における料金の算定方法については、管理者が別に定める。

5・6 (略)

第28条 (略)

2・3 (略)

4 給水装置の使用を開始し、又は休止した場合における第26条第5項各号に規定する期間の料金は、当該期間ごとに徴収し、その算定方法の詳細については、管理者が別に定める。

5・6 (略)

<議案第 93 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例>

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（指定の申請）</p> <p>第5条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>（指定及び公告）</p> <p>第5条の3 管理者は、前条第2項の規定により申請書を提出した者が、次の各号の全てに該当していると認めるときは、市指定排水設備工事業者の指定を行うものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第5条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>（指定及び公告）</p> <p>第5条の3 管理者は、前条第2項の規定により申請書を提出した者が、次の各号の全てに該当していると認めるときは、市指定排水設備工事業者の指定を行うものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの</u></p> <p>イ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p>

イ・ウ (略)

エ 法人であつて、その役員その他これに類する者のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの。

2 (略)

(責任技術者の登録の資格)

第6条の3 (略)

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) (略)

(代理人の選定)

第14条 排水設備を設けなければならない者又は使用者が市内に居住しないとき、その他管理者が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、管理者はその者に対して市内に居住する代理人の選定を命ずることができる。

(使用料の徴収)

第17条 市は、公共下水道の使用について、使用者又は総代人から使用料を徴収する。

ウ・エ (略)

オ 法人であつて、その役員その他これに類する者のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。

2 (略)

(責任技術者の登録の資格)

第6条の3 (略)

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) (略)

(代理人の選定)

第14条 排水設備を設けなければならない者又は使用者が市内に居住しないとき、その他管理者が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、管理者は、その者をして市内に居住する代理人を選定させることができる。

(使用料の徴収)

第17条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者又は総代人から使用料を徴収する。

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第6条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の名簿</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>（責任技術者）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p><u>(20) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けている者をいう。</u></p> <p>（指定の申請）</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第6条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる<u>責任技術者の名簿</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>（責任技術者）</p>

第6条 市指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者を専属させなければならない。

2 (略)

(責任技術者の登録)

第6条の2 管理者は、責任技術者についての登録を行うものとする。

2 前項の登録の有効期間は、第6条の7に規定する者が行う下水道排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）の合格証又は同条に規定する者が行う下水道排水設備工事責任技術者更新講習（以下「更新講習」という。）の修了証の発行日から起算して5年間とする。ただし、管理者が別に期間を定めた場合は、これによるものとする。

3 責任技術者は、前項に規定する有効期間の満了に際し、引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新を受けなければならない。

4 前項の登録の更新を受けようとする者は、更新講習を受講し、当該更新講習修了証の交付を受けた者でなければならない。

(責任技術者の登録の資格)

第6条の3 試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第6条 市指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を専属させなければならない。

2 (略)

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 第6条の6の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者

(責任技術者の登録の申請)

第6条の4 第6条の2第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類等を添付して、これを管理者に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し及び納税証明書

(2) 試験に合格し、又は更新講習を修了したことを証する書類

(3) 前条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(4) 本人の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(責任技術者登録証書)

第6条の5 管理者は、責任技術者の登録の資格を有する者から前条の規定による申請があったときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者登録証書を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者登録証書を携帯し、本市の職員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、次条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者登録証書を遅滞なく管理者に返還しなければならない。

4 責任技術者は、次条の規定により登録の効力を停止されたときは、

(責任技術者証の携帯)

第6条の2 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、本市の職員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

その停止の期間中責任技術者登録証書を管理者に返還しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、責任技術者登録証書について必要な事項は、管理者が定める。

(責任技術者の登録の取消し又は停止)

第6条の6 管理者は、責任技術者の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、又は1年を超えない範囲において当該登録の効力を停止することができる。

(1) 法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）又はこの条例若しくはこれに基づく規程の規定に違反したとき。

(2) 第6条の3第2項第1号の規定に該当することとなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、責任技術者として不相当と管理者が認めるとき。

(試験及び更新講習)

第6条の7 試験及び更新講習は、責任技術者として必要な知識及び技能について、大阪府下水道協会が行うものとする。

第19条 削除

(責任技術者の登録の取消し等)

第6条の3 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。

(1) 法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）又はこの条例若しくはこれに基づく規程の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、責任技術者として不相当と管理者が認めるとき。

(使用料算定の特例)

第19条 前条第1項の規定にかかわらず、公共下水道の使用を開始したとき、又は休止したときにおける使用料のうち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間に係るものについては、次項及び第3項の規定により算定するものとする。

(使用料の算定及び徴収方法)

(1) 使用を開始したとき。公共下水道の使用を開始した日から直後の定例日（堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第20条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）までの期間

(2) 使用を休止したとき。直前の定例日から公共下水道の使用を休止した日までの期間

(3) 使用を開始し、かつ、直後の定例日までに使用を休止したとき。公共下水道の使用を開始した日から休止した日までの期間

2 前項に規定する期間の基本使用料の額については、次の各号に掲げる使用日数の区分に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(1) 31日以内の場合 200円に、別表第1に定める基本使用料の額から200円を減じた額を31で除して得た額に当該使用日数を乗じて得た額を加えた額

(2) 31日を超える場合 次に掲げる額を合計した額
ア 31日ごとに、別表第1に定める基本使用料の額
イ 使用日数からアの規定により基本使用料を算定した日数を減じた日数（以下「残日数」という。）については、別表第1に定める基本使用料の額を31で除して得た額に残日数を乗じて得た額

3 第1項に規定する期間の従量使用料は、当該期間に係る使用日数について31日を1月として算定し、31日に満たない端数が生じる場合は、当該端数の日数を1月とみなして算定する。

(使用料の算定及び徴収方法)

第20条 (略)

2 この条例に定めるもののほか、使用料の算定及び徴収の方法については、堺市水道事業給水条例(昭和33年条例第13号)に基づく水道料金の算定及び徴収の方法の例による。

別表第2

種類	区分	金額 (1件につき)
指定・登録手数料	市指定排水設備工事業者	9,000円
	責任技術者	1,500円
指定・登録更新手数料	市指定排水設備工事業者	1,000円
	責任技術者	500円
指定・登録証書交付手数料	市指定排水設備工事業者	1,000円
	責任技術者	500円
証明手数料		200円

第20条 (略)

2 この条例に定めるもののほか、使用料の算定及び徴収の方法については、堺市水道事業給水条例に基づく水道料金の算定及び徴収の方法の例による。

別表第2

種類	金額 (1件につき)
市指定排水設備工事業者指定手数料	9,000円
市指定排水設備工事業者指定更新手数料	1,000円
市指定排水設備工事業者指定証書交付手数料	1,000円
証明手数料	200円

令和元年第5回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

令和元年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-19-0091

